

第3回障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例（仮称）策定検討委員会

1 日 時 平成29年3月17日（金）午前10時から正午まで

2 場 所 鳥取県立図書館2階大研修室

3 内容等

(1) 開会あいさつ

(2) 議事

- ・意見交換
- ・今後のスケジュール

(3) 閉会

「障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)」策定検討委員会委員名簿

	所属・団体等	役職	氏名	ふりがな
1	日本障害フォーラム	幹事会副議長	久松 三二	ひさまつ みつじ
2	国立大学法人鳥取大学	教授	小林 勝年	こばやし かつとし
3	一般社団法人鳥取県社会福祉士会	理事	津村 尚子	つむら なおこ
4	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会		大山 晴美	おおやま はるみ
5	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	理事	下田 悟	しもだ さとる
6	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	事務局次長	戸羽 伸一	とば しんいち
7	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会	理事	矢田 清美	やた きよみ
8	全国重症心身障害児者を守る会鳥取県支部	理事	青笹 史江	あおざさ ふみえ
9	鳥取県精神障害者家族会	理事	山根 和江	やまね かずえ
10	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	理事長	乾 和子	いぬい かずこ
11	鳥取県腎友会		山口 真由美	やまぐち まゆみ
12	鳥取盲ろう者友の会	副会長	今本 由紀	いまもと ゆき
13	鳥取県高次脳機能障害者家族会	副会長	西垣 真由美	にしがき まゆみ
14	特定非営利活動法人鳥取県断酒会	理事	横田 稔	よこた みのる
15	特定非営利活動法人アプローズ	理事長	護田 裕子	もりた ゆうこ
16	鳥取市障がい福祉課	課長補佐	枘谷 承文	ますたに よしふみ
17	伯耆町教育委員会	教育長	後藤 弥	ごとう わたる
18	人工内耳友の会鳥取県支部	支部長	山根 和志	やまね かずし
19	鳥取県清音会	会長	深田 隆雄	ふかだ たかお
20	公募		小柴 千鶴	こしば ちづる

第3回障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例（仮称）策定検討委員会で議論する内容

【基本的な考え方】

○障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本として、県、市町村、県民及び事業者がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携して行う。

- ・県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進すること。
- ・障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むこと。
- ・障がい者が障がいのない者と同等な日常生活が営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障すること。
- ・災害が発生した場合において、障がい者が安全かつ安心に避難して生活できるよう支援すること。
- ・障がい者の自立及び社会参加が進むよう、障がい者に対する福祉サービスの充実等、虐待防止の促進、医療、福祉等の連携、教育環境の整備等、就労の促進等、文化芸術・スポーツの推進に取り組むこと。

【県の責務】

- ・県は、基本的な考え方にとり、鳥取県障害者計画及び鳥取県障害福祉計画において、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する。

【市町村の責務】

- ・市町村は、基本的な考え方にとり、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努める。

【県民の役割】

- ・県民は、基本的な考え方にとり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努める。

【事業者の役割】

- ・事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するよう努める。

【障がいを理由とする差別の解消】

- ・県は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例による人権相談窓口障がい者差別解消支援センターを設置する。
- ・県は、障がい者差別解消支援センターにおいて障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、相談者への助言、国、県、市町村等が設置する相談機関等の紹介、関係機関と連携した相談者の支援等を行う。

【障がい者の情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障】

障がい者が容易に情報を取得できるとともに、障がい者自らが望む手段によりコミュニケーションができるようにするための取組について定める。

〈県の取組〉

- ・県は、視覚障がい者に文書又は電子媒体により意思又は情報を伝えるときは、点字、拡大文字、文字情報を音声に変換する装置等によるとともに、視覚障がい者がコミュニケーション手段を使いこなすための訓練の実施に努める。
- ・県は、聴覚障がい者に主催する会議、研修会、講演会等で意思又は情報を伝えるとき及び職員にコミュニケーションをとらせるときは、手話、筆談、要約筆記、情報通信機器その他コミュニケーション手段によるとともに、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成、情報通信機器等の確保に努める。
- ・県は、盲ろう者に文書又は電子媒体により、及び主催する会議、研修会、講演会等で意思又は情報を伝えるとき並びに職員にコミュニケーションをとらせるときは、指文字、指点字、触手話等によるよう努める。
- ・県は、言語機能又は音声機能に障がいがある者が自分に意思を伝達しようとしていると職員が認めた場合において、聞き取りにくいときは、繰り返し聞き、又は筆談に切り替えて、内容を確認するよう努めさせるとともに、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練の実施に努める。
- ・県は、知的障がい者に文書又は電子媒体により意思又は情報を伝えるときは、平易な言葉を用い、又は漢字にふりがなを付すよう、努めるとともに、職員が知的障がい者とコミュニケーションをとる場面では、障がいの程度に応じて、短い文章で、身振り手振りを交えて、ゆっくりと簡単な言葉で伝えるとともに、文書で示すときは、平易な言葉を用い、又は漢字にふりがなを付すよう、努めさせる。
- ・県は、発達障がい者に文書又は電子媒体により意思又は情報を伝えるときは、短い文章で具体的な言葉を用いるよう、努めるとともに、職員が発達障がい者とコミュニケーションをとる場面では、短い文章で、順を追って、具体的に伝え、必要に応じて絵又は写真を使って説明するとともに、文書で示すときは、短い文章で具体的な言葉を用いるよう努めさせる。
- ・県は、上記にかかわらず、職員が障がい者とコミュニケーションをとる場面では、障がいの特性に応じた方法で行わせるとともに、障がい者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティを保障した上で情報発信するよう努める。

〈市町村の取組〉

- ・市町村は、基本方針にのっとり、県の取組に準じて障がい者に対する情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に努める。

〈県民の取組〉

- ・県民は、視覚障がい者に意思を伝えるとき又は視覚障がい者が自分に意思の伝達を求めていると認めたときは、音声言語、点字、拡大文字等で、意思疎通を図るよう努める。
- ・県民は、聴覚障がい者に意思を伝えるとき又は聴覚障がい者が自分に意思の伝達を求めていると認めたときは、手話、筆談、身振り等で、意思疎通を図るよう努める。
- ・県民は、盲ろう者に意思を伝えるとき又は盲ろう者が自分に意思の伝達を求めていると認めたときは、手書き文字等で、意思疎通を図るよう努める。

- ・県民は、言語機能又は音声機能に障がいがある者が自分に意思を伝達しようとしていると認めた場合において、聞き取りにくいときは、繰り返し聞き、又は筆談に切り替えて、内容を確認するよう努める。
- ・県民は、知的障がい者とコミュニケーションをとるときは、障がいの程度に応じて、短い文章で、身振り手振りを交えて、ゆっくりと簡単な言葉で伝えるとともに、文書で示すときは、平易な言葉を用い、又は漢字にふりがなを付すよう努める。
- ・県民は、発達障がい者とコミュニケーションをとるときは、短い文章で、順を追って、具体的に伝え、必要に応じて絵又は写真を使って説明するとともに、文書で示すときは、短い文章で具体的な言葉を用いるよう努める。
- ・県民は、上記以外の障がい者に意思を伝えるとき又は障がい者が自分に意思の伝達を求めていると認めるときは、障がいの特性に応じた伝達可能なコミュニケーション手段で、意思疎通を図るよう努める。

〈事業者の取組〉

- ・事業者は、職員が障がい者とコミュニケーションをとる場面では、県民の取組に準じてコミュニケーションをとるよう努める。

【災害発生時における障がい者の支援】

〈災害に備えた支え愛の仕組みづくり〉

災害発生時に地域住民が、要支援障がい者に対して共助の行動がとれるよう地域における支え愛の仕組みづくりについて定める。

- ・県及び市町村は、災害発生時において要支援障がい者の支援のため、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップの作成について支援する。
- ・県及び市町村は、支え愛の仕組みづくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動に対して支援する。
- ・市町村は、上記のほか、災害発生時における地域住民の要支援障がい者に対する声掛け、避難所への同行、避難所における気遣い、被災した障がい者への支援その他の共助の行動がとれるよう地域における支え愛の仕組みづくりに努める。

〈災害発生時の対応〉

災害発生時に障がい者に対して確実に必要な情報が伝達できるよう、障がい種別ごとに情報伝達の方法について定めるとともに、安全な避難の仕組みづくり、速やかな安否確認等について定める。

- ・市町村は、災害が発生した場合において、視覚障がい者に確実に避難所、避難を始める判断の参考となる情報等（以下「災害関連情報」という。）が伝達されるよう、音声情報等による情報伝達に努める。
- ・市町村は、災害が発生した場合において、聴覚障がい者に確実に災害関連情報が伝達されるよう、文字情報等による情報伝達に努める。
- ・市町村は、災害が発生した場合において、盲ろう者に確実に災害関連情報が伝わるよう、音声情報、文字情報等による情報伝達に努める。
- ・市町村は、災害が発生した場合において、知的障がい者に確実に災害関連情報が伝わるよう、情報を伝達する場合には、平易な言葉を用い、又は漢字にふりがなを付すよう努める。
- ・市町村は、災害が発生した場合において、発達障がい者に確実に災害関連情報が伝わるよう、情報を伝達する場合には、短い文章で具体的な言葉を用いるよう努める。
- ・市町村は、上記にかかわらず、災害が発生した場合において、障がい者に対し、災害関連情報を提供するときは、障がいの特性に配慮して提供するよう努める。
- ・市町村は、自力での避難が困難な要支援障がい者が、安全かつ確実に避難できるような仕組みづくりに努める。
- ・市町村は、災害発生に伴う障がい者の安否確認を行う場合には、障がい者に対する支援を行う障がい者支援団体等と必要に応じて連携する等により速やかに行うよう努める。
- ・市町村は、透析その他の医療的な配慮を要する状態にある障がい者が、透析の実施その他の必要な支援が確実に受けられるよう配慮に努める。

〈避難所での生活〉

避難所において障がい者が安全・安心に生活できるよう、障がい種別ごとに情報伝達の方法や配慮すべきことなどについて定める。

- ・市町村は、避難所では、視覚障がい者に対して、点字、拡大文字、呼びかけ、アナウンスその他コミュニケーション手段を用いて情報の周知徹底を図るとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮に努める。

- ・市町村は、避難所では、聴覚障がい者に対して、手話、筆談、掲示板の活用等を用いて情報の周知徹底に努める。
- ・市町村は、避難所では、盲ろう者に対して、手書き文字等を用いて情報の周知徹底に努める。
- ・市町村は、避難所では、知的障がい者に対して、職員に障がいの程度に応じて、短い文章で、身振り手振りを交えて、ゆっくりと簡単な言葉で伝えさせるとともに、掲示板を活用する場合は、平易な言葉を用い、又は漢字にふりがなを付させるよう努める。
- ・市町村は、避難所では、発達障がい者に対して、職員に短い文章で、順を追って、具体的に伝え、必要に応じて絵又は写真を使って説明させるとともに、掲示板を活用する場合は、短い文章で具体的な言葉を用いさせるよう努める。
- ・市町村は、透析が必要な障がい者に対して、確実に透析が実施されるよう、及び避難所で提供する食事について、症状に応じた適当なものを提供するよう配慮に努める。
- ・市町村は、上記にかかわらず、避難所では、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者が避難所において生活に困ることがないように、障がいの特性に応じて生活上必要な配慮に努める。

〈被災後の支援〉

- ・市町村は、被災した障がい者が生活に困ることがないように、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、心のケア又は生活に係る相談支援その他の必要な支援を実施するよう努める。

〈県の支援〉

- ・県は、上記の取組について、必要に応じて障がい者支援団体等と連携して市町村を支援する。

〈防災対策に係る支援〉

- ・県は、市町村が行う防災訓練等の防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう助言その他の支援を行う。